

【現状】公証人による定款認証

再生事務局の提案

公証人による役場での審査

公証人による審査廃止

機能

- ・ 真正の確保
- ・ 内容の適法性審査
- ・ 不正・紛争予防

● 電子署名＋モデル定款により定款認証を撤廃

- ・ 公証人による審査固有の機能の消滅
- ・ 特定の種類の電子定款のみが対象

法務省の提案

公証人による審査(役場への出頭は不要に・24時間以内で完了)

- 電子定款(添付書類も含め電子署名が付されたもの)の認証は24時間以内に行う。
- 上記電子定款の面前確認は、スマートフォン等による音声及び画像を双方向でやり取りする技術を利用して行うことを可能にする(公証役場への出頭不要)。

- ・ 定款認証の機能を全て維持したまま、時間の大幅短縮、役場への出頭不要
- ・ 添付書類も含めて電子の定款であれば、全ての定款が対象
- ・ 提案内容は本年中に実施可能

## 定款認証制度の不正・紛争防止機能

- 定款認証が不正防止機能を果たしているという認識は、法律実務家の間でも共有されている（日本弁護士連合会「『法人設立手続のオンラインワンストップ化』に関する意見書」、日本司法書士会連合会「『法人設立手続のオンライン・ワンストップ化』に関する意見書」参照）

### 前提

- ・ 我が国では株式会社であることにより信用されることも多い。
- ・ 株式会社が、消費者詐欺犯罪、詐欺的投資勧誘、マネーロンダリング等の犯行ツールとして本来の行為者の隠れ蓑として利用されることも多い。

### 定款認証による不正・紛争防止機能

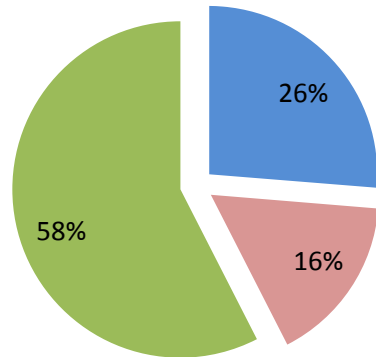
- ・ 公証人の面前確認により、なりすましによる起業が防止されている。
- ・ 公証人が、囑託人ないし囑託代理人と直接のやりとりをするということが、不正な起業の心理的な抑止につながる。
- ・ 公証人が、囑託人ないし囑託代理人と直接のやりとりをするということにより、定款の内容や意義を十分に理解した上で起業することが促され、紛争防止に役立つ。

## 定款認証制度の現状

### 電子定款における補正率

(平成29年12月日本公証人連合会調査)

■ 実質的内容に関わる補正 ■ 形式的補正 ■ 補正なし



### 【補正例】

- ◆ 1株も引き受けない発起人の定めがあるもの
- ◆ 商号に使用できない符号を用いたもの
- ◆ 業法違反の目的を記載したもの
- ◆ 目的が不明確であったもの
- ◆ 機関構成が不適法であったもの
- ◆ 株主総会の招集通知期間の定めが違法であったもの

### 定款認証時に不正が疑われた事案

- 外国籍の発起人による委任状のサインとサイン証明上のサインが異なっていたもの
- やりとりの中で、不審を感じて本人の干支を尋ねたところ、答えられないまま立ち去ったもの
- 出資金が1円の会社で、発起人自ら定款を作成している事案で、実際の経営者や事業目的を相談した起業者等について質問したところ、その後、来なくなったもの
- 目的事項について、各事項に重複や矛盾が多数あり、不審であったため、各事項について理由を付して指摘したところ、その後連絡が途絶えたもの

## 現 状

- ・ 電子定款認証手続が完了するのに、依頼日から約7日間(土日祝日を含む。)を要している。
- ・ 電子定款認証の場合にも、面前確認のために公証役場に出向かなければならない。



## IT技術の導入による手続の合理化 及び 電子定款認証の優先処理

## 法務省の提案

- ・ 電子定款(添付書類も含め電子署名が付されたもの)の認証は**24時間以内**に行う。
- ・ 上記電子定款の面前確認は、スマートフォン等による音声及び画像を双方向でやり取りする技術を利用して行うことを可能にする(公証役場への**出頭不要**)。

(※これらを本年中に実施)

### 法務省提案が実現すると・・・

- ① 電子定款認証は、24時間以内に処理されるようになり、大幅な迅速化が実現する。
- ② 電子定款認証の面前確認は、公証役場に出向かなくてもスマートフォン等による音声及び画像を双方向でやり取りする技術を利用して行うことが可能になる。



### 効果

- ・ 公証人が双方向のやり取りを行うことにより果たしてきた機能を維持したまま、公証役場への出頭を不要とする手続の合理化及び大幅な迅速化を実現することができる。
- ・ 手軽に利用できるスマートフォン等を利用した合理化策であり、囑託人に新たな負担を強いることなく、速やかに実現できる。
- ・ 電子定款(添付書類も含め電子署名が付されたもの)の認証を優先処理することが、完全オンラインの申請を促進することになる。

### 音声及び画像を双方向でやり取りする方法によることのメリット

- ・ 顔が見える手続にすることにより、本人確認がより確実になる。
- ・ 書面からでは不明確な点などを直接に口頭で確認することができ、認証手続の効率化につながる。

### 不正・紛争防止機能との関係

- ・ 顔が見える手続にすることにより、本人確認がより確実になり、なりすまし防止の効果も高まる。
- ・ 直接の口頭でのやり取りにおいて起業の目的などの確認がされることとなるため、そのことが不正な意図をもって起業しようとする者の心理的な抑止となり得る。
- ・ また、定款の内容や意義を十分に理解した上で起業することが促され、紛争予防に役立つ。